

長崎県立大学生の母校いくばいプログラム実施要領

(目的)

第1条 この要領は、長崎県立大学（以下「本学」という。）に在籍する学生（以下「学生」という。）が、夏季休業期間中等に出身高等学校等（以下「出身校」という。）を訪問し、在校生に対して、本学の教育内容や大学生活等の情報を提供することによってPRを行い、本学を身近に感じてもらう活動を活発にするため、必要な事項を定めるものとする。

(必要経費の助成)

第2条 本学は、学生が第1条の目的を達成するために出身校への訪問に要した経費を助成する。

2 前項の対象経費は、学生の現住所から出身校までの往復の交通費とし、原則公共交通機関を利用することとする。

(対象学生)

第3条 派遣を希望する学生（以下「希望者」という。）は以下の条件を全て満たさなければいけない。

- (1) 経営学部、地域創造学部、国際社会学部、情報システム学部及び看護栄養部のいずれかに在籍していること。
- (2) 希望者が所属する学科の長の推薦を受けていること。

(助成回数)

第4条 助成は学生一人につき在籍期間中1回限りとする。

(訪問の手続き)

第5条 希望者は、出身校を訪問するおおむね1ヶ月前までに派遣希望申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を所属する学科の長に提出する。

(派遣の推薦)

第6条 学科長は、申請書の提出があったときは内容を審査し、適当と認めるときは派遣希望申請書に署名のうえ学部長を経由して学長に推薦する。

(派遣の決定)

第7条 学長は、派遣の可否を決定し、希望者に対して派遣決定通知書（学生用）（様式2）、学科長に対して派遣決定通知書（所属長用）（様式3）により通知する。

(出身校との調整)

第8条 派遣の決定を受けた学生(以下「派遣者」という。)は、速やかに出身校と以下の内容について調整を行う。

- (1) 日時(派遣者が履修登録している科目の授業がある日時は認めない。)
- (2) 参加する在校生数
- (3) 必要となる機材

(派遣内容の報告)

第9条 派遣者は出身校との調整が整い次第、派遣内容実施計画書(様式4)を学長に提出する。

(派遣内容の変更)

第10条 派遣者は、派遣内容に変更があったときは、すみやかに派遣内容変更届出書(様式5)を学長に提出するものとする。

(実績報告)

第11条 派遣者は、派遣の終了後、派遣実績報告書(様式6)に必要な書類を添えて、学長に提出するものとする。

(助成金の取消と返還)

第12条 学長は、派遣者が次のいずれかに該当したときは、派遣決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させることがある。

- (1) 提出書類の記載事項に重大な誤りがあったとき
- (2) 派遣に関して不誠実な行為があったとき
- (3) その他不正行為があったとき

(その他)

第13条 この要領に定めがない、その他の必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成29年8月7日から施行する。